

令和 7 年 8 月 21 日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係：6208-7591～7593)

「資格確認書」の一斉交付（当組合の職権交付）について

令和 6 年 11 月 29 日付け「地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正に伴う「組合員証等」及び「資格確認書」等の取扱いについて」によりお知らせしたとおり、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証（健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。）の利用登録を行っていない方等へ、当組合の職権により「資格確認書」を一斉交付しますので、次のとおりお知らせします。

記

1 交付する資格確認書の様式

カード型（プラスチック・黄色）

2 一斉交付対象者

令和 7 年 7 月 11 日時点において、以下のいずれかに該当する組合員及び被扶養者。

ただし、既に資格確認書を交付している方及び「組合員資格取得届書」を当組合へ提出していない組合員は除きます。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナ保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードを返納された方
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて 3 か月を経過した方
- ・令和 7 年 5 月 25 日までに「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」が当組合へ到達した方
- ・令和 6 年 12 月 2 日以降に新たに加入した被扶養者で資格確認書が交付されていない方

3 送付日

所属所（市長部局にあっては総務事務センター。以下同じ。）にて準備が整い次第、順次

4 配付方法

所属所を通じて、組合員へ被扶養者分もあわせて配付します。

※ 資格確認書の交付を受けた方は、当組合ホームページに掲載している説明文「資格確認書について」を必ずご確認ください。

【当組合ホームページ掲載場所】

トップページ＞短期給付＞資格確認書等

URL : <https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/shikakusho/>

(令和7年9月にホームページをリニューアル予定のため、掲載場所が変更になることがあります。)

※ 資格確認書裏面の臓器提供意思表示欄（記入は任意）を見えないようにするための個人情報保護シールを希望される方は、当組合(保健医療係)までご連絡ください。

5 既に資格喪失している被扶養者の資格確認書について

既に資格喪失している被扶養者の「資格確認書」が配付された場合は、必ず所属所又は当組合（保健医療係）へ返送してください。

6 今回の一斉交付対象者にならなかった方について

「2 一斉交付対象者」のいずれかに該当しているにも関わらず今回の一斉交付の対象者にならなかった組合員及び被扶養者がいる場合は、組合員から当組合（保健医療係）へ直接ご連絡ください。

なお、令和7年5月26日以降に「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」が当組合へ到達した方は、令和7年9月1日以降順次、所属所を通じて資格確認書を交付します。

7 マイナ保険証の利用登録のお願い

当組合より交付している組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）は、令和7年12月1日（月）に有効期限を迎えます。

医療機関等では、マイナ保険証で受診いただくことが基本となっています。

マイナ保険証は、情報提供に同意することで過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができる等のメリットがあります。

マイナ保険証の登録が完了されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、保険証の利用登録を行っていただきますようお願いいたします。（既にマイナンバーカードを持っている方も利用登録は必要です。）

組合員証等の有効期限後の取扱いについて

有効期限を過ぎた組合員証等については、自身で破棄していただきますようお願い

【組合員向け周知文】

します。

ただし、有効期限前に組合員又は被扶養者が資格喪失となった場合は、必ず当組合へ組合員証等を返納してください。また、紛失や盗難等で返納できないときは、「資格確認書等返納不能届」を所属所へ提出をお願いします。